

福岡地方最低賃金審議会議事録

第1回福岡地方最低賃金審議会

- 1 日時 : 令和3年6月24日(木) 14:28~16:27
- 2 会場 : 福岡合同庁舎 本館8階 共用第9会議室
- 3 出席者 :
 - 【公益代表委員】 3人(定数5人)
 - 平木 真朗(会長)
 - 富山 敦
 - 平井 佐和子
 - 【労働者代表委員】 5人(定数5人)
 - 小陳 武志
 - 河村 敏昭
 - 浜田 紀子
 - 後藤 みゆき
 - 野中 篤志
 - 【使用者代表委員】 4人(定数5人)
 - 中村 年孝
 - 境 正義
 - 吉岡 秀樹
 - 金子 亮輔
 - 【福岡労働局】
 - 藤枝 福岡労働局長
 - 上村 労働基準部長
 - 鈴木 賃金室長 ほか

4 主要議題

- (1) 会長及び会長代理の選出について
- (2) 福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (3) 福岡県最低賃金専門部会について
- (4) 令和3年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領(案)について
- (5) 令和3年の経済・雇用情勢等について
- (6) 運営小委員会について
- (7) その他

5 審議内容

室長補佐 時間前ですが、出席予定の方は全員おそろいようですので、ただ今から、令和3年度第1回福岡地方最低賃金審議会を開催させていただきます。さて、本日の審議会は、第52期として、初めての審議会となりますので、まだ、会長、会長代理が選出されておられません。そのため、会長が選出されるまで、事務局より議事の進行を務めさせていただくことといたします。申し遅れましたが、私、この間の進行役を務めます、賃金室室長補佐、諏訪田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最初に、委員の皆様への辞令書の交付につきましては、時間の都合により、あらかじめ皆様の席に辞令書を準備させていただきました。大変恐縮ですが、これをもって辞令書の交付に代えさせていただきたく、よろしくお願いいたします。また、今期にて御就任いただいております福岡地方最低賃金審議会委員の皆様につきましては、資料No.1の「福岡地方最低賃金審議会第52期委員名簿」のとおりでございますので、御確認をいただければと存じます。

さて、前の第51期各委員の皆様から、今期、第52期の委員として新たに選任された方のうち、前日までに、公労使代表委員の5名の方が御就任をされておりますので、私のほうから順に御紹介させていただきます。

今期より公益代表委員に再任として御就任されました、
平木 真朗（ひらき しんお）委員
でございます。

平木委員 (挨拶)

室長補佐 今期より公益代表委員に新たに御就任されました、
平井 佐和子（ひらい さわこ）委員
でございます。

平井委員 (挨拶)

室長補佐 続きまして、使用者代表委員に御就任されました、
中村 年孝（なかむら としたか）委員
でございます。

中村委員 (挨拶)

室長補佐 同じく使用者代表委員に御就任されました、
金子 亮輔（かねこ りょうすけ）委員

でございます。

金子委員

(挨拶)

室長補佐

最後に、同じく使用者代表委員に御就任されました、

小島良俊(こじま よしとし)委員

でございますが、小島委員につきましては、名簿のとおり、6月23日、昨日付けをもって、使用者代表委員補充としての御就任をされました委員となります。したがって、本日の審議会の開催に併せた出欠の御通知等は、小島委員にはできておりません。

以上のことから、昨日付けで御就任いただいております小島委員は、本日御欠席としての扱いとなりますことを御承知おきいただきたく存じます。

御挨拶をいただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。

さて、事務局におきましても人事異動がございましたので、その職員3名を紹介させていただきます。

まず、4月1日付けで福岡労働局に参りました、労働基準部長の上村でございます。

労働基準部長

(挨拶)

室長補佐

4月1日付けの局内人事で異動して参りました、賃金室長の鈴木でございます。

賃金室長

(挨拶)

室長補佐

4月1日付けで福岡労働局へ異動で参りました、統計調査係長の宮崎でございます。

統計調査係長

(挨拶)

室長補佐

以上が、本年度新たに着任しました職員でございます。

続きまして、本日の最賃審議会の議事に先立ちまして、福岡労働局長の藤枝より皆様に一言、御挨拶を申し上げます。

局長

(挨拶)

室長補佐

それでは、議事に入る前に、定数の確認でございます。

本日は、公益代表委員の丸谷委員、高田委員が御欠席、使用者代表委員の小島

委員が先ほど申し上げた事情により御欠席ということになりますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数は満たされており、本審議会は成立している旨、御報告いたします。

また、本審議会については、福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により、傍聴の機会を設けた形での公開となっておりますことを、併せて御報告申し上げます。

それでは、議事(1)の「会長・会長代理の選出について」です。

会長・会長代理の選出は、最低賃金法第24条第2項及び第4項におきまして、「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっておりますが、当審議会におきましては、従来からの慣例といたしまして、公益代表委員で互選していただき、その結果を本審で御承認していただいているところでございます。

今回も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室 長 補 佐

ありがとうございます。

それでは、事前に、公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局から御報告いたします。会長に平木委員、会長代理に丸谷委員という結果でございました。御承認ということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

室 長 補 佐

ありがとうございました。それでは、会長を平木委員、会長代理を丸谷委員にお願いしたいと思います。

では、平木新会長から一言、御挨拶をお願いいたします。

平 木 新 会 長

会長の職を仰せつかりました、平木真朗と申します。皆さん、よろしくお願ひしたいと思います。最低賃金の審議に当たっては、例年以上にいろいろと大変だと思っておりますが、委員の皆様方、事務局の皆様方の叱咤激励をいただきながら、がんばっていきたいと思っております。傍聴の皆様方、よろしく見守りいただけたらと思っております。簡単ですが、これで挨拶に代えさせていただきます。

室 長 補 佐

平木会長、ありがとうございました。

では、会長及び会長代理を御選出していただきましたので、ここからは、平木会長に、引き続き議事進行をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

(議事進行交代)

会 長 それでは、私のほうで、引き続き議事を進めてまいります。よろしくお願
いたします。議事進行の前に、本日の議事録の署名ですが、
 労働者代表委員 河村委員
 使用者代表委員 境委員
 をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

河 村 委 員
境 委 員

(承 諾)

会 長 ありがとうございます。
 それでは、議事(2)の「福岡県最低賃金の改正決定について(諮問)」で
 ございます。
 局長からお願いします。

局 長 それでは、福岡県最低賃金の改正決定について、諮問をさせていただきます。

(会長あて諮問文交付)

事 務 局

(諮問文(写)を配付)

会 長 ただ今、局長から諮問を受けましたので、事務局から諮問文を読み上げてく
 ださい。

賃 金 指 導 官

(諮問文朗読)

会 長 これから、委員の皆様には御苦勞をおかけいたしますが、真摯な御審議をど
 うぞよろしくお願いいたします。

 さて、ただ今、審議会として局長より諮問を受けましたので、これから先、具
 体的な審議を始めていくこととなりますが、ここで私から審議会の審議にかかわ
 って、先に皆様に御確認させていただきたい事項がございます。

 それは、最低賃金審議会の公開についてです。福岡地方最低賃金審議会運営規
 程第6条には、原則として、会議を公開するとされており、本日についても、後
 方に傍聴者の皆様がおられますとおり、公開の形式をとっておりますが、他方、
 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
 場合には、会長は会議を非公開とすることができる」との規程があるところで
 す。

 この規程にかかわって、新たに本日就任しました会長の立場としては、福岡地
 方最低賃金審議会では、公開を原則としつつ、福岡地方最低賃金審議会における

「金額審議」については、当該規程に基づいて、非公開の取扱いにいたす必要があろうかと考えております。

さて、他方、この件にかかわっては、令和3年3月16日に開催された、令和2年度第8回の福岡地方最低賃金審議会において、ただ今申し上げました「審議会の公開・非公開」の今後の在り方を議題として、公労使、各委員間での意見交換がなされております。

そこで、ここではまず、その3月の意見交換時の要旨、あるいは、意見交換を経た上での「金額審議」の公開・非公開の課題、考え方等の詳細にかかわって、先に事務局より御説明を受けたいと思っておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

ありがとうございます。では、事務局より説明をお願いします。

賃金指導官

資料No2-1 福岡地方最低賃金審議会運営規程

資料No2-2 審議会等の整理合理化に関する基本的計画

(抄：平成11年4月27日閣議決定)

資料No2-3 令和2年度福岡地方最低賃金審議会

(福岡労働局ホームページ掲載項を抜粋)

資料No2-4 各地方最低賃金審議会における県最賃の異議審公開状況

・令和2年度第8回福岡地方最低賃金審議会

議事(5)「令和3年度福岡地方最低賃金審議会の運営について」の要旨

に基づき説明。

会 長

ありがとうございました。

では、今の事務局説明を受けて、御意見等のある方は、挙手にて御発言をお願いします。

富山委員

よろしいでしょうか。

会 長

はい、富山委員、どうぞ。

富山委員

確認のための御質問なのですが、今の御説明は、前回の審議会での丸谷委員の公開とは何なのかという質問の回答としては、会議の傍聴の機会を与えることと、議事録の閲覧の機会を与えることである、という御回答でよろしかったでしょうか。

賃金指導官

少し割愛させてお話しさせていただいたところもあったかとは思いますが、こ

の間、申し上げた説明内容を整理しますと、そのようなことでございます。

富山委員

一方で、通し番号5ページに書いてある閣議決定の別紙3の「審議会等の運営に関する指針」の(4)公開②の「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし」というのは、会議若しくは議事録のどちらかを速やかに公開することを原則とするのだ、という読み方で良いのでしょうか。つまり、会議を公開にしないでも、議事録を公開すれば、この指針に沿うのであるということなのでしょう。そうであれば、会議も議事録も非公開とする場合は、その理由を明示して、議事要旨を公開にしないということだと思のですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。そうすると、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし」というのが、会議か議事録のいずれかを公開とするこの指針と先ほどの御回答との整合性はどうか、というのが御質問です。

賃金指導官

文章の作りの問題だと思いますが、今、御指摘をいただきました富山委員の御主旨は、お話しのとおりでございます。しかし、ここで出てきますのが、「福岡地方最低賃金審議会運営規程」でございます。先ほども触れさせていただきましたが、福岡地方最低賃金審議会運営規程では、まず、会議を公開するとあり、次に、議事録を公開するとあり、さらに、会議の資料を公開するとあります。つまり、「運営規程」には、公開の原則が3つありますので、この3つ満たす必要があると。その上で今の御指摘の中心は前者の2つになりますが、この2つをクリアしつつ、この指針の考え方を内包させるということであれば、これは、なお書きの部分を捉えて、非公開とする部分は、会議と議事録の両方が非公開の場合であろうと考えまして、この間、最低賃金審議会が運営されてきた、そして、事務局として会務のサポートをさせていただいてきたということでございます。以上の回答でよろしいでしょうか。

富山委員

ということは、指針の趣旨をより進めて、運営規程は作られているものであると。会議と議事録と会議の資料の3つを公開する、議事内容の透明性を確保する趣旨をより推し進めたのが当県の審議会運営規程である、という理解でよろしいでしょうか。

賃金指導官

少なくとも、現行規程がそのようになっているということございまして、それを捉えた上で、御検討いただくという考え方で御理解いただければと思います。

富山委員

分かりました。

会 長

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。では議事を進めさせていただきます。

それでは、先ほどの事務局からの説明、そして、この間伺いました御意見を踏まえました上で、福岡地方最低賃金審議会を公開・非公開について、私からその内容をただ今から整理して申し上げ、そして全体での確認、皆様からの御了承をいただきたいと思えます。

福岡地方最低賃金審議会運営規程第6条では、原則として、会議を公開していますが、他方、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる」との規程があります。

そこで、福岡地方最低賃金審議会における金額審議につきましては、今年度の審議においても、公労使間において率直な意見交換を要することが想定され、また、そうした中では、個人に関する情報等を一定保護する必要性が認められること、あるいは、公益代表委員の中立性が担保されるべきであること等、総合的に判断して、審議会運営規程第6条に基づき、非公開とするのが妥当と考えますが、改めまして、ただ今申し上げた会長としての判断にかかわって、皆様に御確認をさせていただきます。

そして、その金額審議中の、その範囲については、昨年度では金額審議としての扱いとしておりました県最賃にかかる異議審を、今年度については金額審議の扱いとはしないこと、すなわち、県最賃の異議審については、傍聴の機会が担保された公開原則を適用することにいたしたいと考えます。

なお、こうした考えに伴いまして、念のため申し上げますと、特定最賃にかかる異議審についても、県最賃に連動する範疇のものとして、県最賃と同じく、傍聴の機会が担保された公開の原則を適用すべきと考えます。

以上が、事務局からの本日の説明及び皆様の御意見等を踏まえた上での、現行における会長の立場としての考えであります。本日御出席の委員の皆様、御異議はございませんでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

御異議がなければ、全体で御承認をいただいたものとして、よろしいでしょうか。

各 委 員

(承 認)

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、最賃審議会における公開・非公開について、その範囲を含めて、全体で確認いたしましたので、その上で、今年度の福岡地方最低賃金審議会の金額審議につきましては、非公開の扱いといたし

ます。

では、次に、議事（３）の「福岡県最低賃金専門部会について」です。これは、最低賃金法第 25 条第 2 項には、「最低賃金審議会が最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されております。

先ほど局長から最低賃金の改正決定について、諮問を受けましたので、専門部会委員を選出し、専門部会を設置することとなります。

では、専門部会の部会委員の選出手続について、事務局からの説明をお願いします。

賃金指導官

（専門部会委員の選出手続きについて説明）

会 長 　　ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

各 委 員 　　（な し）

会 長 　　それでは、専門部会委員の選出につきましては、ただ今、説明した手続きで行うことといたします。

次に、議事（４）「令和 3 年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）について」ですが、事務局から説明をお願いします。

賃金指導官 〔 資料No.3 令和 3 年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案）
【福岡県最低賃金改定決定審議】
に基づき説明。 〕

会 長 　　ただ今の説明について、御意見、御質問等はございませんか。

各 委 員 　　（な し）

会 長 　　それでは、この案により実施することといたします。

次に、議事（５）の「令和 3 年度の経済・雇用情勢等について」ですが、今後の審議に当たり、最低賃金決定要素についての関係資料が用意されておりますので、事務局からの説明をお願いします。

賃金指導官 〔 別冊Ⅱ資料 No. 1-1 1 世帯当たり 1 か月間の収入と支出の推移
【勤労者世帯】（総務省）
別冊Ⅱ資料 No. 1-2 福岡市・北九州市の消費者物価指数
【過去 1 年間の動き】（総務省） 〕

- 別冊Ⅱ資料 No. 1-4 世帯別標準生計費の推移【全国・福岡】
(人事院・人事委員会)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-1 令和3年春季賃上げ妥結状況【令和2年度春闘を含む】
(厚生労働省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-2 定昇込み平均賃上げ方式【回答妥結集計】(連合福岡)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-3 2021年春季労使交渉・賃金改定回答一覧
(福岡県経営者協会)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-4 地域別最低賃金と賃金水準との関係(厚生労働省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-5 一般労働者とパート労働者との賃金比較(厚生労働省)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-6 新規学卒者の初任給(厚生労働省・福岡県)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-7 福岡県内公共職業安定所別求人平均賃金状況
(福岡労働局)
- 別冊Ⅱ資料 No. 2-8 給与階級別分布(国税庁)
- に基づき説明。

賃金室長

- 別冊Ⅱ資料 No. 3-1 県内経済の動向【令和3年5月】(福岡県)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-2 法人企業景気予測調査【令和3年4～6月期】
(財務省福岡財務支局)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-3 九州・沖縄「企業短期経済観測調査」【2021年3月】
(日本銀行福岡支店)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-4 九州・沖縄の金融経済概況【2021年5月】
(日本銀行福岡支店)
- 別冊Ⅱ資料 No. 3-5 月例経済報告【令和3年5月】(内閣府)
- 別冊Ⅱ資料 No. 4 雇用失業情勢主要指標【福岡県】(福岡労働局)
- 別冊Ⅱ資料 No. 5 企業倒産状況【全国・福岡】(株)東京商工リサーチ)
- 別冊Ⅱ資料 No. 6 休廃業・解散の動向【全国・九州沖縄・福岡県】
(株)帝国データバンク)
- 別冊Ⅱ資料 No. 7 最低賃金の履行確保のための監督実施結果
(福岡労働局)
- 別冊Ⅰ資料 No. 1 福岡県最低賃金改正の推移(福岡労働局)
- 別冊Ⅰ資料 No. 2 働き方改革実行計画《関係部分抜粋》
(平成29年3月28日付：「働き方改革実現会議」決定)
- 別冊Ⅰ資料 No. 3-1 経済財政運営と改革の基本方針2021(仮称・原案【抄】)
(「令和3年第8回経済財政諮問会議」資料)
- 別冊Ⅰ資料 No. 3-2 令和3年第8回経済財政諮問会議
(令和3年6月9日開催)菅総理大臣前述文(首相官邸ホームページ)
- 別冊Ⅰ資料 No. 3-3 経済財政運営と改革の基本方針2021【抄】
(令和3年6月18日閣議決定)

別冊 I 資料 No. 4 最低賃金の引上げとコロナ禍における中小企業支援の
拡充に関する意見書(福岡県ホームページ)
《令和2年12月18日付：福岡県議会「令和2年12月定例会」》
に基づき説明。

会 長 　　ただ今の説明について、御質問等はございませんか。

各 委 員 　　(な し)

会 長 　　それでは、次の議事に入ります。議事(6)の「運営小委員会について」で
す。運営小委員会の委員につきましては、運営規程の第3条により、会長が指名
することになっています。

さて、第52期審議会としての運営小委員会については、昨年度からの継続設
置とはなりませんので、ただ今をもって設置をすることになるということ、そし
て、第52期最賃審議会委員から運営小委員会委員としての役務を担当すること
になる方も選任がなされておられませんので、私より、この場で指名させていただ
くことをもって、御就任をお願いしたいと思います。

それでは、運営小委員会の各委員を指名させていただきます。

公益代表委員には、私、平木、富山委員、高田委員、
労働者代表委員には、小陳委員、河村委員、浜田委員
使用者代表委員には、中村委員、境委員、吉岡委員
にそれぞれお願いをいたします。

また、委員長には、富山委員をお願いをさせていただき、委員長の代行には、
私、平木が就任をいたします。

ただ今、指名させていただきました各委員の皆様、よろしいでしょうか。

各 委 員 　　(異議なし)

会 長 　　ありがとうございました。

では、今年度については、御指名しました委員による運営にて、どうぞよろし
くお願いいたします。なお、委員名簿については、事務局で作成したものを、後
ほど配付してください。

事 務 局 　　(名簿配付)

会 長 　　では、最後の議事(7)の「その他」ですが、事務局から説明があればお願いし
ます。

賃金室長

資料No.4 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況
資料No.5 令和3年度中央最低賃金審議会における審議等の状況
に基づき説明。

賃金指導官

(関係労使の意見聴取の公示及び締切日等説明)

会長

ただ今の説明について、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

各委員

(なし)

会長

ほかに各委員から何かございますでしょうか。

各委員

(なし)

会長

なければ、これをもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。
なお、続けて、第1回運営小委員会の開催となります。先ほど御指名を受けた委員の皆様は、引き続き御出席をよろしくお願いいたします。

本日の会議、大変お疲れさまでした。

署名

公益代表委員 平木真朗

労働者代表委員 河村敏昭

使用者代表委員 境正義